

観光関連産業における生産性向上支援事業 仕様書

1 目的

観光関連産業の中核を担う宿泊業は、繁閑差が大きく、雇用安定化、最適化が図りにくい上、昨今は未曾有の人手不足もあり、労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。しかしながら、宿泊施設の多くは、中・小規模事業者であり、経済の規模効果を楽しむににくい上、利益率や余裕資金の面から、新たな技術導入や施設改修といった経費負担を伴う業務改善を進めづらい環境にある。

そこで、2024・2025年度において、この地域に蓄積された「モノづくり産業」の改善ノウハウを活用し、大規模な投資をせずに、オペレーション（ソフト）面の業務改善を支援し、観光関連産業の生産性向上を図った。

2026年度においては、2024・2025年度の事業の成果を他の宿泊事業者等へ横展開できるよう、事業者に対しセミナー・ワークショップ等を実施する。

2 業務内容

2024・2025年度の事業の成果を他の宿泊事業者等へ横展開できるよう、事業者に対しセミナーやワークショップ等を実施することで、2024・2025年度の業務改善支援において得られた知見を、県内の他のエリア、宿泊事業者等へ共有し、本県の観光関連産業の生産性の底上げにつなげる。

(1) 観光関連事業者の業務改善支援事業

2024・2025年度に実施した生産性向上支援事業の成果を他の宿泊事業者等へ横展開できるよう、セミナーやワークショップ等を実施する。

また、宿泊事業者の生産性向上に向けた設備導入及び基本的経費（光熱水費・維持管理費等）の縮減に向け、各業界の事業者に出展してもらい、宿泊事業者が自主的に生産性向上に向けた取り組みを行うことができるような支援を実施する。

なお、企画、開催案内・募集、当日運営まで一貫して行い、会場施設使用料は委託費用に含むこととする。

ア セミナー・ワークショップ等

労働生産性向上に向けた取り組みでは、既存の業務手法が長く定着している現場において、変革の必要性が十分に理解されにくい場合がある。そのため、従業員及び経営層の双方が業務改善の価値を認識し、実行に移しやすくするための支援が求められる。

そこで、意識改革を促すための説明・説得材料を提供することを目的とし、2024・2025年度に実施した成果を現場に落とし込めるようなセミナーやワークショップ等を実施する。

なお、2024年度の成果については、以下の事例集を参考とすること。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/seisanseikoujou-jirei2024.html>

また、終了後にアンケート等を実施し評価及び宿泊事業者の生産性向上における課題についてのデータ収集・整理を行うこと。

＜開催時期＞協議により決定

＜開催場所＞協議により決定

※オンライン開催やアーカイブ配信など、参加者を増やすための工夫をすること。

イ 宿泊事業者と各業界とのマッチング

宿泊事業者に対し、生産性向上に寄与する事業者の紹介を行うとともに、必要に応じて両者のマッチングを実施する。

加えて、同イベントには宿泊事業者が生産性向上に向けた設備導入を実施するうえで参考となる国の補助金等の説明を含めることとする。

＜開催時期＞協議により決定

＜開催場所＞協議により決定

※オンライン開催やアーカイブ配信など、参加者を増やすための工夫をすること。

○2025年度に実施したマッチングイベントに参加した業種

製造業（セルフチェックイン・チェックアウト機、配膳ロボット、掃除ロボット、自動監視モニタ、温泉の温度監視、ボイラー等）、人材紹介業等

(2) その他

その他、当事業の効果を高める業務があれば、提案すること。内容については、原則受託者からの提案によるが、本県との協議により最終決定する。

3 報告書の提出

納入期限	2027年3月26日（金）
数量及び様式	日本産業規格A4版で2部作成すること。あわせて、当該報告書の電子データを提出すること。
納入先	同上

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 業務上で事業者等へのアポイントメントや権利関係の申請、施設等の利用申請、関係機関等との協議等が必要となる場合は、全て受託者の責任において必要な手続き等を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。